県積算システム改訂に伴う設計書の表示の変更について(お知らせ)

単価適用日「令和01年10月01日」から県積算システムの改訂に伴い、建設工事関連業務委託の設計書について、電子成果品作成費の単位欄に「1式」と表示されるように改修しております。

なお、単価適用日「令和01年07月01日」以前の設計書については「1式」と表示されません。 設計書の中に「電子成果品作成費」と記載されている場合は「1式」の表示の有無にかかわらず費 用を計上しておりますので、適切に積算くださるようお願いいたします。

電子成果品作成費の他に、安全費や施工管理費も同様に改修しております。

単価適用日「令和01年07月01日」以前





単価適用日「令和01年10月01日」以降

